

●香川県監査委員公表第10号

平成30年3月27日付けで提出された住民監査請求について、監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年5月1日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均

第1 監査の請求

1 請求人

高松市 明珍 宗豊

2 請求書の提出

平成30年3月27日

3 請求の内容

(以下、平成30年3月27日付けで提出された住民監査請求書の原文の内容に即して記載する。)

(1) 請求の趣旨

監査委員は、別紙の「平成29年度・香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団」に係る違法・不当な公金支出について、香川県知事に対し、同視察に参加した香川県議会議員6名から香川県に返還を求めるなど、香川県の被った被害を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

(2) 請求の理由

ア 事案の概要

本件は、香川県議会議員らにより、不必要かつ不適切な海外行政視察（以下、「本件海外視察」と略す）が実施され同県から視察費用として多額の公金が支出されたが、本件海外視察に係る派遣決定及びこれに伴う公金支出等が違法・不当であることを理由に、香川県に生じた損害を補填すべく、貴職らに対し、必要な措置・勧告を求める事案である。

イ 本件の経過

(ア) 本件海外視察

平成29年6月1日～9日 香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団。

(イ) 派遣議員らは、本件海外視察を行うことを企画し、視察後、訪問又は視察先等に関する「視察報告書」を作成・提出している。

(ウ) 香川県議会は、本件海外視察について、平木享団長以下（添付書類Aの）6議員を派遣する旨の決定をした（以下、「本件派遣決定」と略す）。

(エ) 本件海外視察に対して、香川県は、別紙（事実証明書①）記載の海外旅費等を支出した（以下、「本件公金支出」と略す）。

(オ) 現在に至るまで、香川県から、派遣議員らに対し、本件公金支出の返還を求める等の措置は執られておらず、また、派遣議員らからは、本件公金支出相当額の返還等はなされていない。

ウ 必要な措置を講ずべきことについて

(ア) 本件海外視察について支出された9,910,279円（事実証明書①2枚分の合計）の公金支出については、以下に述べるとおり、違法若しくは不当な公金の支出ないし財産の管理を怠る事実があることは明らかであり、係る実態を是正すべく必要な措置を講ずべきである。

(イ) 関連規定

香川県議会会議規則第125条は「地方自治法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。……2 前項の規定により議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」と規定する。

また地方自治法第2条第14項は「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」と規定する。

(ウ) 海外視察における違法性の判断枠組

a 前項のとおり、香川県議会議員の海外視察は、通常は県議会の議決により、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項について内容を審査し、これを決定するものとされている。しかし、上記審査決定は、全く自由に恣意的にすることができるものではなく、その裁量制限がある。

普通地方公共団体の議会が議員を国内や海外に派遣するにあたって、裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定は違法となる（最三小判 平成9年9月30日等）。

b 上記の、議会による議員派遣の裁量権行使に逸脱・濫用があるか否かの判断は、以下の指標・観点に照らして行われるべきものである。

- ① 視察目的がそもそも合理的であるか、
- ② 視察目的との関係において適切な視察先が選定されているか、
- ③ 具体的な視察内容が視察目的と合理的に関連しているか、
- ④ 事後の報告書において、県政にかかわる分野についての調査研究として、何らかの施策の検討等に繋がるような有益な情報をもたらしたりしたといえるか、特に、外形的抽象的情報の記載や訪問するまでもなく我が国で容易に入手できる情報の記載で終わっていないか、
- ⑤ 一般の観光旅行における見学とは異なる何らかの特段の調査研究がなされているか（実質的に視察等に名を借りた観光中心の旅行でないか否か）。

c 本件においても、海外視察の趣旨や上記裁判例に照らし、議会における裁量権の行使に逸脱又は濫用があるかにつき、表面的にではなく、個別具体的に踏み込んだ検討・判断がなされなければならない。

(エ) 本件海外視察に係る公金支出の違法・不当性

以上を前提に、以下に述べるところからすれば、本件海外視察において、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があることは明らかであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である。

a 議会をも裏切った問題だらけの観光旅行

(a) 「平成29年6月1日～9日の香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団」の視察目的は、「欧洲における観光振興及び環境政策等の現状や取り組み状況を視察するとともに、パルマ市との交流促進を図る。」であり、6名の議員を派遣している。しかし、本件議員派遣を議題とした平成29年5月香川県議会臨時会での質疑では、具体的な視察目的、視察内容をどのように香川県政に活かすのかといった基本的な

質問に対し、明確な回答はまったくされぬまま議決され、2会派の反対があったが可決された。

- (b) しかも、臨時会での質疑で唯一、具体的に提示された「ソーラー技術専門見本市の視察」だが、ミュンヘン滞在2日目・6月2日の9時～16時、ミュンヘン市内で開催中であった見本市「INTER SOLAR EUROPE 2017」（事実証明書③の5）最終日の会場を訪れることもなく、その時間をニンフェンブルグ城や仕掛け時計などの観光およびビアホール（ホフブロイハウス）での昼日中からのビール飲酒などに充てている。まさしく議会への背信行為であり、6人の旅行目的が「観光」であったことは明らかである。

欧洲のテロ情勢などにより旅行代理店による「見本市」チケットのまとめ取りが無理だったとしても、他の多数の参加者と同様にクレジット決済すればチケットは入手でき「見本市の視察」は充分可能だった。この点は、準備段階の関係職員本人に、必ず確認していただきたい。

「個人情報の保護」などという嘘の「言い訳」は通らないという姿勢を、監査委員はしっかりと貫いていただきたい。メインの視察先なのだから、ここでの態度は視察への本気度を明快に示している。

そもそも、議員6人に随行職員2人と添乗員という多人数の派遣なのだから例えば、3人がチケット個別購入をして「見本市」、残る3人は電力会社で「再生可能エネルギーの電力需給調整」を視察する等、分担する方法がいくらでもあった。にも拘わらず、その努力を放棄したことは、視察目的を明らかに軽視し、議会発言に全く責任を持たない、議会無視の姿勢と言わざるを得ない。

- (c) 前述した最高裁平成9年9月30日判決にあるように、このような議員派遣の決定は、議会の議決があつても、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があつたと言わざるを得ず、違法である。

- (d) 平成29年7月21日、フジテレビ系列で全国放送された「金曜プレミアム・実録！金の事件簿2～こんな奴らは許さない～」（事実証明書⑤）の番組の中で、本件視察が取り上げられた。これによると、上記、昼間のビアホールでの飲酒直後に「地熱発電施設」に行き、酩酊状態で「視察」をしたことが推察されるなど、公金を支出して行われる視察として許されない内容であることも重大な問題である。

この酩酊状態での「視察」については、同年9月21日に開かれた香川県議会の議会改革検討委員会での「視察内容に関する説明」（以下、「9/21説明」と略す）で本件海外視察の平木享団長が認め、「誤解を与える行動」などと言い訳しているが、実は、これこそが本件視察の本質を象徴する行動である。

そもそも「地熱発電」は、各種調査の結果、香川県では地下水温が低すぎて実用化できないことがはっきりしている発電方法である。

このことは、9月定例議会で本件海外視察団の一人・高木英一議員が「本県ではバイオマス発電、小水力発電に特化すべき」と発言して認めている。

つまり「地熱発電所」は視察先として最も相応しくない場所と言え、地熱発電所「視察」の費用対効果はゼロ以下（ドイツにおける「日本人の酩酊議員が視察」の悪評判も含めて）と言う他はない。

ウンターハビング地熱発電所は、今回の旅行業者 J T B の資料によれば「ミュンヘンの南10km」にある（事実証明書④の4）。ドイツは「風力発電」などが盛んで、多様で柔軟な電源の組合せに挑戦している最先進国なのだから、ミュンヘン観光を削ってでも香川県政に活かせるこれらの施設や電源組合せを工夫している電力供給の現場をこそ視察すべきなのに、“観光地に隣接する”ウンターハビングの「地熱」施設に寄つたこともまた、この「視察」が観光旅行にすぎないことを示している。

(e) 6月3日～5日は、上記番組で放映された通り、典型的なスイス観光三昧とショッピングの3日間である。報告書の内容も、観光ガイドの説明に加えて、多数の「他人の情報の無断引用」で作られていることは、平成29年8月28日フジテレビ「みんなのニュース」で報道（事実証明書⑥）されている通りである。

(f) INTER SOLAR EUROPE 2017をキャンセルしてしまった後、唯一残った視察は「ツェルマット観光局視察 DMOに関するプレゼンテーション」だが、——J T Bは3月段階から、このDMOについて「特にうかがいたいトピック等……事前にお知らせくださいませ」（事実証明書③の6）と6議員に呼びかけていた。しかし、視察への目的意識を欠く議員らは、事前学習もせず、事前の質問もせずに漫然とスイスに行ったため、難しいDMOプレゼンを理解せずに帰国している。実際、議会改革検討委員会での「9/21説明」の質疑の中で、平木団長は「DMOとは何のこと？」という基本中の基本の質問にすら答えられなかつた。すべてを象徴するシーンであろう。

(g) その後の2日間に訪れた日本領事館やパルマ市庁舎なども“視察だと強弁するためのアリバイ”的に短時間寄つただけで、報告書の内容もメールで問い合わせればわかる内容に書籍・ネット情報を付け加えただけのものである。とりわけパルマ市庁舎には、6人の議員が何ら具体的な提案も持たずに“アリバイづくり”的に訪問しており、パルマ市長らが6人の観光接待（工場でのハム・ワインの飲食など）をさせられたとも言える。

9月21日の議会改革検討委員会の席上、平木団長に対する議会改革検討委員からの質問の中に、「パルマハム工場視察」における「生ハム飲食」「ワイン飲酒」の事実確認の問があり、また、その時間帯が「6月7日の12時～」であるという指摘もあつた。それに対し、平木団長は委員の指摘を認め、これが「食事会」だったと「説明」し、「お金は割り勘で払つた」と付け加えた。

「パルマハム工場視察」は飲食接待であり、検疫ゆえに日本に輸出できないハム工場の「見学」など“香川県政とは無縁”的“アリバイ”にすぎない。

そもそもパルマ市長選挙（投票は6／11）最終盤の混乱期に、選挙戦で走り回る市長を「表敬訪問」するなど迷惑千万で非常識きわまりない。観光旅行のための「交流協定」悪用であり、費用対効果マイナスと言う他ない。

もしも香川県とパルマ市の「交流協定」を「アリバイ」にした今回の観光旅行を「よし」とするなら、今後とも今回の如き“無内容な訪問で接待強要”が繰り返されることとなり、国際友好関係の阻害要因ともなる。

(h) 県民からは、平木団長は「現地でのインタビューの中で、視察目的・内容を訊かれてもまともに答えられなかつた。」、谷久議員は「全く無関係の自動車博覧会や

BMWを何度も口走っていた。それが実態だ」（事実証明書⑤）「周辺情報で水増しして、報告書だけ体裁を整えて出すこと自体が詐欺的犯罪だ」という声が多く寄せられている。今後、報告書の体裁だけを整えておけばよい、という風潮が広がらないためにも、とりわけ厳しい監査が求められる。

- b “3ヵ国旅行で先進地事例を探せ”と県政シロウトに丸投げ公募～その後も、内容の主体的追加はゼロ

本件海外視察は3月9日の「視察団派遣業務」の公募段階から、その「目的」が「議員が、ドイツ、イスラエル及びイタリアを訪問し、先進地事例を視察調査することにより、県政へ反映し役立てることを目的とする」（事実証明書②の2）などという全く無内容な発注であった。公募段階の「日程案」（事実証明書②の4）を見ても、3ヵ国の地名とミラノの「総領事館」やパルマ市と「世界遺産スイスアルプス ユングフラウ」が記されているだけである。

つまり、3ヵ国で観光旅行することだけは明確だが、それ以外の「県政へ反映し役立てる」ための具体的“視察目的”も“視察内容・視察先”も旅行代理店に丸投げして決めてもらう等、無責任の極みと言うしかない。

また、日程設定にも重大な問題がある。植田真紀氏らによる住民監査請求に対する平成29年10月20日付監査結果（以下、「10/20監査結果」と略す）p.64によれば——本件視察団派遣の「視察先の決定の経緯について、……『まず、パルマ市を訪問し、友好交流を深める……視察を行うことが計画された』」と確認している。であるならば、当然、パルマ市長選挙が終わった後の時期に「視察」日程を設定するべきであった。そういう当然の努力をせずに「友好交流を深める」ことなど不可能だ。

「交流協定」の相手側の都合を完全に無視して6議員の都合のみで日程が設定されており、どう考えてもパルマ市長は香川県に対してプラス印象を持ったとは思えない。自分たちの観光のことばかり考える自分勝手な6議員は、県民からの貴重な税金を使っている意識が皆無である。

注：旅行直前の5月県議会臨時会で6議員が唯一、具体的に提示した「ソーラー技術見本市の視察」は旅行代理店JTBが選び、公募コンペに提案した「視察先」（事実証明書③の5）だ。しかも、INTERSOLAR EUROPE 2017を主要視察先に提案したJTBを「選定」したのは県議会事務局の4職員であり、6議員は全く関与していない。

また、旅行代理店JTBが出発前に用意した「旅程表」（事実証明書④）を見てみると、④の3、5、6、8の各ページは大見出しそこ「……視察」となっているが、その下には実態を反映して「ミュンヘン市内観光」「ルツェルン観光」「ユングフラウヨッホ1日観光」「ミラノ市内観光」と明記されており、9枚目の「ミラノ視察」に至っては「美味しいお土産が一堂に揃う」「イータリー」デパートの説明しかない。これこそが本件海外視察の真実である。

加えて、同時期に旅行した香川県議会別会派の「スペイン・ポルトガル・フランス視察団」については、「10/20監査結果」p.60で監査委員は「視察の行程をみると、受託業者が当初提案していない視察場所が多く含まれていることが認められるので、議員が主体的に視察地の選定を行った」と評価して、「視察の目的や視察先について、委託業

者任せにしていたということはでき」ない、と結論づけている。

この監査委員の論理で本件視察を吟味すれば、「受託業者が当初提案していない視察場所」が全く追加されていないので、本件視察は「議員が主体的に視察地の選定を行った」と言えない。つまり、監査委員の観点から見ても本件視察は「委託業者任せにしていた」ことが明らかである。

この点は重要なので、両監査委員で事実を直視して、よく議論した上で正しく判断していただきたい。

私の観光旅行に浪費された公金は返還されねばならない。

c 結論

以上から、本件海外視察は、「派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないもの」であり、視察先やその実態が「派遣目的に照らして明らかに不合理である場合」であったというべきである。ゆえに議会の「裁量権の行使に逸脱又は濫用がある」ことは明らかであり、本件海外視察の派遣決定及びこれに伴う公金支出等は違法・不当である。

したがって、派遣議員らは、法律上の原因なく支出された公金相当額を利得しており、香川県に対し、支給を受けた公金相当額の不当利得返還義務を負う（最高裁平成15年1月17日第二小法廷判決・民集57巻1号1頁等）。

本件海外視察においては、合計9,910,279円が支出されている。

請求人は、海外派遣そのものの必要性が認められない以上、随行職員の経費小計1,307,742円、旅行代理店の業務委託料の小計2,585,000円についても「視察」に参加した6議員が負担すべきものであると判断し、別紙・本件海外視察経費返還請求額表（添付書類A）の通り、これら6名の議員に合計9,910,279円の返還を請求すべきものと判断した。

エ まとめ

以上すべてから、県財政が非常に厳しい中行われた本件海外視察は、極めて不合理なものであり、本件派遣決定及びこれに伴う公金支出等の違法・不当性は明らかである。

県政の課題を解決するために必要な「海外視察」があり得る、という立場から見ても、本件海外視察は議会への背信行為を含む、論外の「私の観光旅行」であり、費用対効果ゼロ以下である。

9月21日の議会改革検討委員会における平木団長の発言の中で、決して見逃してはならない言葉は、本件海外視察は海外視察として「（一点の）曇りもない」という言葉だ。この無反省ぶりを許して良いのか。

3月の発注の最初から“観光旅行”で、JTBが準備した旅程もほとんどが“観光旅行”であり、TV番組でそれを指摘されても実態を隠すための画策ばかりに時間をかけ、虚偽と盗作にまみれた「視察報告書」を作り上げたのが平木団長ら6議員である。“観光旅行”以外の2つのメイン視察（地熱と観光局）も費用対効果ゼロ以下である。こんな私的観光旅行を「（一点の）曇りもない」と言い放つ以上、彼らは今後も似たような旅行を繰り返すに違いない。

事実2018年に入ってから、6議員を含む会派などは既に、知事の南米訪問に乗じて“観光旅行”を画策し、旅行準備を始めている。

多くの県民・国民からの批判を正面から受け止めようとせず、結果的に監査委員も県民も欺いている6議員に、9,910,279円の返還を求める厳しい勧告を、今こそお願ひしたい。

(3) 添付書類

ア 本件海外視察 経費返還請求額表

(以下の書類については省略をする。)

イ 事実証明書①から⑥まで

本件海外視察 経費返還請求額表

ドイツ・スイス・イタリア視察団 H29年6月1～9日					
	議員名	議員分の支出額	随行職員分 (6等分)	旅行代理店 業務委託費 (6等分 余り2 円は金額の多い2 人へ)	返還請求金額 (左の3支出の各 合計額)
1	高木 英一	1,006,553	217,957	430,833	1,655,343
2	谷久 浩一	978,801	217,957	430,833	1,627,591
3	平木 享	1,005,517	217,957	430,833	1,654,307
4	松村 秀樹	1,014,374	217,957	430,834	1,663,165
5	松本 公継	1,005,480	217,957	430,833	1,654,270
6	山田 正芳	1,006,812	217,957	430,834	1,655,603
	合 計	6,017,537	1,307,742	2,585,000	9,910,279

単位は円

第2 請求の受理

本件請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条所定の要件を具備しているものと認め、平成30年4月3日にこれを受理した。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団派遣に係る公金（議員及び随行職員の旅費並びに業務委託料）の支出を対象とした。

2 監査対象部局

議会事務局

3 請求人からの証拠の提出及び陳述

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、平成30年4月12日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人からこれを行わない旨の意思表示がなされた。

第4 監査委員の辞退

本件請求の監査において、香川芳文監査委員及び高城宗幸監査委員は、地方自治法第199条の2の規定の趣旨を踏まえ、監査を辞退した。

第5 監査の結果

香川県議会ドイツ・スイス・イタリア視察団（以下「本件視察団」という。）の派遣に係る公金の支出に関する請求については、監査委員は最終的に意見の一致をみることができず、合議が調わなかつたので、監査結果の決定をすることができなかつた。

以下、その理由について述べる。

本件視察団の派遣に係る公金の支出に関する請求については、平成29年8月21日付け、同年9月5日付け及び同年11月7日付けで、本件請求人以外の者から、地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求（以下「先の請求」という。）がなされており、先の請求と同一内容の請求であると認められる。

このため、議長に対し、先の請求において、監査委員に提出した資料等以外に、新たに提出する必要があると考える資料等の有無について文書回答を求めたところ、提出の意向がないことを確認した。

また、請求人に対して、文書により、請求内容を補完する新たな証拠の提出及び意見陳述の意向がないことを確認した。

したがって、先の請求時点から状況の変化がないことから、本件請求については、先の請求に基づき監査を実施した過程において調査し、把握している以下の事実等により、監査を実施した。

1 事実関係の確認

（1）本件視察団の概要について

本件視察団は、平木享議員を団長として、山田正芳議員、谷久浩一議員、高木英一議員、松本公継議員、松村秀樹議員の計6名で構成され、同視察団の連絡調整などの事務を取り扱うため、議会事務局職員1名及び総務部知事公室国際課職員1名の計2名が随行している。

本件視察団は、欧州における観光振興及び環境政策等の現状や取り組み状況を視察するとともに、パルマ市との交流促進を図ることを目的として、平成29年6月1日（木）から6月9日（金）9日間の日程で、ドイツ連邦共和国、スイス連邦及びイタリア共和国を視察している。

視察は、別表のとおり実施されている。

（2）議員及び随行職員の派遣の手続について

ア 議員の派遣の手続

地方自治法第100条第13項は「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」と定めており、香川県議会会議規則（昭和31年香川県議会規則第1号）第125条第1項では「法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、緊急を要する場合又は閉会中においては、議長が議員の派遣を決定することができる。」とし、同条第2項では「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」としている。

本件視察団については、平成29年5月2日付けで、構成員である議員6名の連名により、議員派遣申請書が議長あて提出され、議長は当該申請書を平成29年5月2日の議会運営委員会に諮り、当該議員派遣は、同日の平成29年5月香川県議会臨時会において議決され、決定された。

イ 随行職員の派遣の手続

職員の外国旅行の命令については、議会事務局においては、香川県議会事務局規程（平成17年香川県議会訓令第1号）第7条第1項第8号に基づき、議会事務局長の専決事項とされており、また、知事部局においては、香川県事務決裁規程（昭和44年香川県訓令第2号）第

4条第2項に基づき、知事公室長の専決事項とされている。

議員6名が本件視察団として海外派遣されることに伴い、議会事務局長及び知事公室長は、当該海外派遣の実施に関する連絡調整及び関係者間との協議・調整等の事務を行うため、議会事務局職員及び総務部知事公室国際課職員それぞれ1名に対して、外国旅行を命じている。

(3) 議員の費用弁償（旅費）及び随行職員の旅費の支出手続について

ア 費用弁償（旅費）及び旅費の支出の根拠となる法令等

議員が公務のため旅行したときは、費用弁償として、香川県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（昭和59年香川県条例第13号。以下「議員報酬等支給条例」という。）第3条第1項の規定に基づき、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号。以下「旅費条例」という。）の適用を受ける職員の例により支給され、また、外国旅行の旅費については、同条第2項の規定により、当分の間、国家公務員の例により支給することとされている。

職員の外国旅行の旅費については、旅費条例第24条の規定により、外国旅行の旅費については、当分の間、国家公務員の例により支給することとされている。

支給される旅費の内容として、航空賃及び車賃は、それぞれの実費が支給され、日当は、旅行先の区分に応じて、旅行中の昼食費、諸雑費等が定額で支給され、宿泊料は、旅行先の区分に応じて上限額が定められ、宿泊代金、夕食代、朝食代等が支給される。支度料は、海外旅行保険料、任意の予防接種料、スーツケース及び変圧器レンタル料の実費が支給され、旅行雑費は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費が支給される。

なお、外国旅行における内国旅行部分の旅費については、議員については自宅を基準として議員報酬等支給条例第3条第1項の規定に基づき、旅費条例の適用を受ける職員の例により費用弁償（旅費）が支給され、職員については原則として在勤公署を基準として、旅費条例の規定に基づき旅費が支給される。

イ 本件視察団に係る費用弁償（旅費）及び旅費の支出額

議会事務局において、旅費事務処理要領（平成23年4月1日施行）に基づく支出の手続が行われ、所定の決裁及び出納局の審査を経て、平成29年7月10日に、議員6名分の費用弁償（旅費）6,017,537円及び議会事務局職員1名の旅費658,402円、合計6,675,939円が、また、総務部知事公室国際課において旅費事務処理要領に基づく支出の手続が行われ、所定の決裁及び出納局の審査を経て、同月26日に、職員1名の旅費649,340円が支出され、総額7,325,279円の支出となっている。

(4) 航空券・宿泊施設等手配に関する委託契約の手続について

ア 航空券・宿泊施設等手配に関する委託契約の法的根拠

地方公共団体の事務事業のうち、地方公共団体自身が行わなければならないものは別として、それ以外の事務事業については、他の機関あるいは特定の者に委託して行わせることができる。

委託契約の締結方法は、地方自治法第234条第1項に基づき、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとされており、同条第2項において、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に限り、これによることができる。

議会が海外に議員を派遣するときは、航空機、宿泊施設の手配等を業者委託しており、これは、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その他の契約で、その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するものとして随意契約を行っており、契約先の選定については、契約手続の前段階として法令上の制度ではなく、便宜上の制度としてプロポーザル方式又はコンペ方式を用いている。

これらの手続については、平成24年3月21日付け会計課長通知「契約手続の前段階として実施する公募手続について」（平成29年3月31日廃止）、平成29年3月22日付け会計課長通知「業務委託におけるプロポーザル・コンペ方式実施要領について」に沿って実施されている。

委託契約の契約担当者は、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号）第3条第1項第6号により、知事から議会事務局長に権限が委任され、さらに支出命令については、香川県議会事務局規程第7条第3項第1号に基づき、議会事務局総務課長（議会事務局次長が事務取扱）の専決事項とされている。

イ 本件視察団に係る委託契約の手続及び業務内容等

海外派遣業務の委託契約先の選定については、以下のとおり、公募により企画書を募集した上、審査会を経て契約先が決定されている。審査会では、企画書提出者からのプレゼンテーションを行っている。

(ア) 企画書における記載事項

企画提案者の組織体制等、過去5年以内の本業務と同等の業務実績、参加者の航空券及び宿泊施設の手配、訪問先の手配（観光振興、環境施策、交通政策、交流促進など県政に参考となる内容とし、訪問先及び視察内容を具体的に示すように指示）及び交通手段の確保、参加者の食事の手配、ガイド等の配置、各空港での乗換え・搭乗のサポート、現地でのサポート体制等

(イ) 委託業務の内容

参加者の航空券の手配、参加者の宿泊施設の手配、訪問先の手配及び交通手段の確保、参加者の食事の手配、ガイド等の配置、査証取得等の代行、各空港での乗換え・搭乗のサポート、参加者の安全の確保、現地でのサポート体制等

(ウ) 公募公告から委託料支払までの経緯

平成29年3月9日に公募公告を行い、同月28日までに、2者から企画書の提出があった。同月30日に議会事務局及び総務部知事公室国際課職員4名で構成する審査会において提案者からのプレゼンテーションを受け委託先を選定し、翌31日に審査結果を通知している。契約は、契約日同年4月6日、契約額2,585,000円（消費税及び地方消費税込み）、委託料の支払は、同年7月31日となっている。

(5) 海外派遣終了後の手続について

香川県議会において、議員の海外派遣に係る報告書の作成等について規定されたものはないが、運用として、海外派遣終了後に報告書や視察の概要等が作成され、議長に報告されている。

また、随行職員については、香川県職員服務規程（昭和36年香川県訓令第3号）第8条において、職員は、公務による旅行を完了したときは、1週間以内に復命書を上司に提出しなければならないこととなっている。

本件視察団については、平成29年8月1日に議員の報告が、同年6月16日に随行職員の復命が行われている。

別表

年月日（曜日）	発着地・滞在地	内 容
平成29年 6月1日（木）	高松空港発 羽田空港着／発 ミュンヘン着	(ミュンヘン泊)
6月2日（金）	ミュンヘン	<ul style="list-style-type: none"> ・ニンフェンブルク城視察 ・マリエン広場視察 ・レジデンツ前広場視察 ・ウンターハビング地熱発電所視察 (ミュンヘン泊)
6月3日（土）	ミュンヘン発 チューリッヒ着／発 ルツェルン着／発 インターラーケン着	<ul style="list-style-type: none"> ・ライオン記念碑、カペル橋等視察 (インターラーケン泊)
6月4日（日）	インターラーケン発 ツェルマット着	<ul style="list-style-type: none"> ・ユングフラウヨッホ等視察 ・カート列車の視察 (ツェルマット泊)
6月5日（月）	ツェルマット	<ul style="list-style-type: none"> ・ツェルマット視察（ゴルナーグラート鉄道、ゴルナーグラート展望台） (ツェルマット泊)
6月6日（火）	ツェルマット発 ミラノ着	<ul style="list-style-type: none"> ・ツェルマット観光局訪問 (ミラノ泊)
6月7日（水）	ミラノ発 パルマ着 パルマ発 ミラノ着	<ul style="list-style-type: none"> ・パルマ市長表敬訪問 ・パルマハム工場視察 ・パルマ市副市長等との交流会 (ミラノ泊)
6月8日（木）	ミラノ発 フランクフルト着／発	<ul style="list-style-type: none"> ・在ミラノ日本国総領事館訪問 (機中泊)
6月9日（金）	羽田空港着／発 高松空港着	

2 議長及び議会事務局長に対する調査

先の請求に基づく監査において、議長に対して行った書面による調査及び議会事務局長に対し実施した調査の主な内容は、次のとおりである。

（1）本件視察団における視察先ごとの目的、内容及び成果の説明

ア ミュンヘン市内及びウンターハビング地熱発電所視察（6月2日（金））

（ア）ニンフェンブルグ城視察（午前9時10分から午前10時10分まで）

a 目的

本県の観光政策の参考とするため。

b 内容

文化的遺産の保全技術や方法などを観察した。

c 成果

本県の文化芸術の振興を図るための貴重な情報を得た。また、街のシンボルである高松城を中心とした将来に向けたまちづくりやにぎわいづくりの参考となった。

(イ) マリエン広場視察（午前10時40分から午前11時10分まで）

a 目的

本県の観光施策の参考とするため。

b 内容

大勢の見物客が集まる観光スポットを見学した。広場が観光名所へアクセスするハブ的な役割を果たしている。

c 成果

本県における観光地から他の観光地へと誘客を図っていく有効な施策のヒントとなった。具体的には、空港のある高松市が、栗林公園や高松城、屋島、高松港などでイベントを行うことにより、観光客を誘導し、そこから他の観光地へ誘導する有効な施策の一つとなることを学んだ。

(ウ) ミュンヘン・レジデンツ前広場視察（午後3時50分から午後4時50分まで）

a 目的

本県の観光政策の参考とするため。

b 内容

大勢の見物客が集まる観光スポットにおけるロケーションやにぎわいづくりに係る様々な工夫を視察した。

c 成果

本県の町並み保存や観光客の誘致施策の推進を図る参考となった。具体的には、街や景観に溶け込むモニュメントが集客の一つの手段となっており、本県でもイサム・ノグチや流政之のような本県にゆかりのある芸術家の作品、モニュメントを設置した広場、交流の場などの必要性を学んだ。

(エ) ウンターハッинг地熱発電所（午後1時30分から午後3時まで）

a 目的

2025年までにおいて再生可能なエネルギー電力率100%を目指しているミュンヘンにおいて、再生可能エネルギーとして新たな注目を集めている地熱発電所を視察し、本県環境政策の参考とする。

b 内容

地熱発電所において、様々な疑問点について質問をし、担当者から話を伺うことができたとともに、施設やその稼働状況を視察した。

c 成果

本県の電力自給に向けての方法も大切であるが、ドイツ・ミュンヘンのように地域ぐるみで考えながら行動することの重要性を感じるとともに、本県の再生可能エネルギーの促進導入など、本県環境政策の参考となった。

イ ルツェルン市内、ライオン記念碑、カペル橋等視察（6月3日(土)午後3時30分から午後4時50分まで）

(ア) 目的

本県観光政策の参考とするため。

(イ) 内容

ルツェルン市内、ライオン記念碑、カペル橋を訪問し、視察・情報収集した。

(ウ) 成果

ライオン記念碑では、歴史的遺産を観光スポットとしてどうPRし、観光振興に生かしていくかを聴取し、本県の歴史的観光資源をどう観光振興に生かすか有益な情報を得た。

カペル橋では、数百年にわたり施された保存技術等の視察を行ったことは四国八十八箇所霊場における木造建築の維持・保全などを図る上での参考となった。

ルツェルンでの取組は、本県での瀬戸内国際芸術祭でも生かせるものがあることを実感した。

ウ ユングフラウ及びカートレイン視察（6月4日（日））

(ア) ユングフラウ視察（午前10時20分から午後0時20分まで）

a 目的

鉄道を利用したスイスの国際観光政策として、観光鉄道、鉄道ネットワークがもたらす効果や地域における重要性を調査するため。

b 内容

ユングフラウ鉄道を利用して、ユングフラウヨッホ駅まで行き、観光施設を視察し、現地ガイド等から情報収集をした。

c 成果

車いす利用者に対しては、鉄道を乗降する際に手動リフトで係員が介助するほか、アイスパレスにおいては、階段部分に車いす専用のリフトが設置されており、移動には係員が常に同行するなど、障害者等に配慮したバリアフリー設備が完備されており、本県の観光地におけるバリアフリー対策の参考となった。

また、若手の優秀なガイド育成を県はもとより、市町と連携し、育成する制度づくりをする必要性を感じた。

また、四国八十八箇所霊場と遍路道のバリアフリー対策などの環境整備の必要性を感じた。これらのことにつき、提言をしていきたい。

また、四国新幹線誘致をはじめ、本県の地域の公共交通の利便性の向上について、地域住民と協働し、より充実した公共交通網の充実を図る必要性を感じた。

(イ) アルプトランジット計画及びカートレインの視察（午後4時50分から午後5時10分まで）

a 目的

アルプスでの道路建設を止め、アルプス縦貫輸送において道路から鉄道への転換を図る環境に配慮したアルプトランジット計画の現状を視察するため。

b 内容

アルプトランジット計画は、既存のトンネルよりも数百メートル低い位置に新たな基底トンネルを建設することにより、アルプス山脈を南北に貫く高速鉄道で、西側の「レッチュベルクルート」を利用して、カートレインに乗車した。

c 成果

スイスにおける交通政策を含めた環境施策を、瀬戸内海振興に置き換えて考えたとき、世界に発信できるエネルギー施策や環境施策にも配慮した施策が必要であり、今回の視察で得た情報を参考に、本県環境施策等への提言につなげたい。

エ ツェルマット村内視察（6月5日（月）午前9時30分から午後5時30分まで）

(ア) 目的

スイスの観光・リゾート地であるツェルマットの観光政策や住民活動等の実態を視察するため。

(イ) 内容

ツェルマット村内視察、ゴルナーグラート鉄道を通じて観光施策を視察した。

(ウ) 成果

ツェルマットでは、環境を保持するために住民から提案され、継続的な話し合いの結果、1986年から「カーフリーリゾート」として、村内では、馬車と電気自動車を主な交通手段としており、電気自動車等については、環境保全のため、車の形状に基準を設けているなど、徹底したまちづくりの実施を行っており、高松丸亀町商店街のアーケード街への車両の乗り入れ禁止等の事例はあるが、環境に配慮した、町をあげての住民も積極的に参加しているまちづくりは、今後の本県の観光・環境に配慮したまちづくりを推進していく上で、大変参考になった。また、ゴルナーグラート鉄道においては、勾配の急な路線で坂を下る際に車輪の摩耗や車輪等の過熱によるフェード現象等の問題が発生するが、モーターを発電機として使用し、つくられた電力でコスト削減を図るなど、本県における環境や人にやさしい公共交通のあり方を考えていく上で参考になった。

オ ツェルマット観光局訪問（6月6日（火）午前9時から午前10時20分まで）

(ア) 目的

ツェルマット観光局からDMOの講演を受け、本県の観光政策及び地域振興に活用するため。

(イ) 内容

住民のほとんどが観光業にかかわっているツェルマットの観光局から、観光の歴史、観光客の内訳、観光局の役割・財政状況等について説明を受けるとともに観光政策等について質問を行った。

(ウ) 成果

ツェルマットは、人口7,000人の町に年間200万人もの観光客が訪問し、地域全体でリピーターを増やすよう努力し、進歩を重ねている。また、観光客のためだけではなく、住民の生活の向上や満足度を満たすことを重視し、時間をかけてじっくりと育て上げ、生活の中に豊かさやライフスタイルを生み出している。ツェルマットでは、常に生き残るために質的向上を続ける努力をしてきた。そのため、住民に危機感と責任感が共有されており、人々の経験や苦労など、日本における観光政策の違いを、痛感するとともに、今後の本県の観光政策を推進していく上で大変参考になった。

カ パルマ市庁舎及びパルマハム工場訪問（6月7日（水））

(ア) パルマ市長表敬訪問（午前11時から午前11時45分まで）

a 目的

2015年8月に交流協定を締結したパルマ市を訪問し、交流を深める。

b 内容

パルマ市庁舎を訪問し、フェデリコ・ピザロッティ市長、クリスティアーノ・カーザ副市長等と面会した。

c 成果

本県とパルマ市との交流事業の成果等を相互確認するとともに、今後の交流促進・文化振興を図るための意見交換を行い、更なる交流の促進につながった。今後は、学生の交流だけでなく、経済面での交流、また、市と県といった交流のみならず、市民、県民の直接交流を深めていきたいとの貴重な話を聞くことができた。

(イ) パルマハム工場視察及び交流会（正午から午後2時30分まで）

a 目的

パルマ市の特産品であるパルマハムの工場を視察した。

b 内容

Parma Food Valley地域にある「ローザ・デル・アンジェロ」社を訪問し、パルマハムの特徴や職員の手作業による製造のこだわり等について説明を受けるとともに一貫した製造工程、売店でのハム製品の販売の様子を視察した。

c 成果

本県の県産品振興策に反映するための情報を得ることができた。

また、交流会の中で、生ハムの日本への輸入に当たり、パルマ市との「食の交流」を一層進めるには、検疫等の規制緩和がポイントであるとの話があり輸出入促進を考えていいく上で参考となつた。

キ 在ミラノ日本国総領事館訪問（6月8日(木)午前10時から午前10時40分まで）

(ア) 目的

在ミラノ日本国総領事館を訪問し、イタリアの情勢等の情報収集や本県産業・文化のPRを行うため。

(イ) 内容

在ミラノ日本国総領事館において、中津川総領事を表敬訪問し、最近の北イタリア情勢、日本とミラノの関係、総領事館の活動に関すること等の説明を受けるとともに、意見交換を行つた。

(ウ) 成果

ミラノにおける観光施策等について意見交換を行い、ミラノからの観光客誘致のために、本県産業・文化のPRを、いろいろな広報媒体や機関を通じて宣伝する必要がある。香川県を本籍とする人は、27世帯、37人のみ。また、香川県でのイタリア人の宿泊者数は、540人（平成28年度）で、まだまだ交流が盛んとは言えない現状であり、今後も各種交流施策の拡大を図っていく必要性を痛感し、観光施策を推進していく上で大変参考になつた。

3 監査委員の判断

(1) 監査の視点

議員の派遣については、地方自治法第100条第13項の規定により「議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のためその他議会において必要があると認めるときは、会議規則の定めるところにより、議員を派遣することができる。」とされており、

これを受け、香川県議会会議規則第125条第1項本文の規定では、「議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。」、また、同条第2項で「議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。」こととされている。

判例においては、「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、その機能を適切に果たすために合理的な必要性がある場合には、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができる」としながらも、「裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定が違法となる場合がある」（最高裁判所平成5年（行ツ）第57号平成9年9月30日判決）とされている。

したがって、海外派遣の必要性や内容等は、議会の裁量に委ねられているものの、派遣について合理的な目的が全くない場合や派遣内容が調査目的と全く関連性がない場合など裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは違法となることがあるとされることから、本件視察団の派遣がそれに当たるか否かについて検討する。

（2）派遣目的の妥当性

本件視察団派遣の目的は、「欧州における観光振興及び環境政策等の現状や取り組み状況を視察するとともに、パルマ市との交流促進を図る。」こととされている。

本県では、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする県政運営の基本指針である「新・せとうち田園都市創造計画」において、重点施策の一つに「豊かな地域資源を生かして交流人口の拡大を推進する」ことが位置づけられ、そのための施策として「観光かがわの推進」や「地域の活性化につながる交流の推進」が掲げられている。

また、重点施策の一つに「クリーンで快適なふる里をつくる」ことが位置づけられ、そのために、「地域から取り組む地球環境の保全」などの環境の保全に関する施策が掲げられている。

さらに、活力ある地域づくりのための施策の一つとして「国際化の推進」が掲げられ、イタリアパルマ市との友好交流を推進することとしている。

したがって、本件視察は、本県が推進している施策と密接に関連し、県政の発展に資するものであるといえ、派遣の目的は合理的で妥当なものであると認められる。

（3）議会における審議

請求人は、「香川県議会臨時会での質疑では、具体的な派遣目的、視察内容をどのように香川県政に活かすのかといった基本的な質問に対し、明確な回答はまったくされぬまま議決され、2会派の反対があったが可決された。しかも、質疑で唯一、具体的に提示されたソーラー技術専門見本市の視察について、会場を訪れる事もなく、その時間を観光などに充てているのは、議会への背信行為であり、このような議員派遣の決定は、議会の裁量権の行使に逸脱又は濫用があったと言わざるを得ず、違法である。」と主張する。

本件視察団派遣については、香川県議会会議規則第125条の規定に基づき、平成29年5月2日の県議会臨時会で、派遣の目的、場所、期間、参加議員を明示のうえ議決され決定したものである。その際、白川容子議員からの視察の目的や日程、予算、視察団の構成についての質問に対し、谷久浩一議員が答弁をしている。その質疑応答を経て、賛成多数で派遣決定されている以上、違法とはいえない。

また、ソーラー技術専門見本市の視察を行わなかった経緯について、議長からは、「企画

当時は、まだ入場券の予約が始まっておらず、人数が確定してから入場券を入手する予定であった。派遣について議会の承認後、人数が確定し、旅行業者を通じて入場券を入手しようとしたが、テロ対策の関係で、団体で入手することができないことが判明した。個人での入手は可能であったが、入手を旅行業者に委託するに当たり、クレジットカードの個人情報の開示等を行う必要があり、個人情報保護の観点からも入手が困難となった。このため、地理的条件も勘案し、同じく環境政策に関する視察先であるウンターハヒング地熱発電所を視察することになった。」とする説明があった。この点について、請求人は、他の多数の参加者と同様にクレジット決済をすればチケットは入手でき、視察は可能であった旨を主張するが、議長からは、「旅行業者に委託しない場合は、入手手続きをとるためのノウハウがなく、手続きミスや個人情報の漏出が懸念されたため、確実性と安全面を最優先した結果、視察先を変更せざるを得なかった。」とする説明があった。

派遣決定の議決の際に提示した資料には、個々の視察先までは明示されていないことや、当該視察を取りやめた理由にはやむを得ない事情があったと認められること、また、変更後の視察先についても、環境政策に資するという当初の派遣目的に沿って選定されたものであることを考慮すると、議決後、「ソーラー技術専門見本市」の視察を変更したことについて、議会への背信行為があったとまではいえず、請求人の主張は採用できない。

(4) 視察計画の妥当性

請求人は、派遣業務の公募に関して、「3か国で観光旅行することだけは明確だが、それ以外の県政へ反映し役立てるための具体的視察目的も視察内容・視察先も旅行代理店に丸投げして決めてもらう等、無責任の極みと言うしかない。「受託業者が当初提案していない視察場所」が全く追加されていないので、議員が主体的に視察先の選定を行ったと言えない。」と主張する。

本件視察団派遣に係る委託業務の受託者の選定については、企画提案方式による公募によっているが、その公募公告において、「香川県議会議員が、ドイツ、スイス及びイタリアを訪問し、先進地事例を視察調査することにより、県政へ反映し役立てること」とする派遣目的と全体の日程案を示したうえで、観光振興、環境政策、交通政策、交流促進など県政に参考となる内容とする訪問先及び視察内容の提案を求めている。示された日程案では、宿泊地のほか、ルツェルン、世界遺産スイスアルプス ヨングフラウ、ゴルナーグラート、パルマ視察、在ミラノ日本国総領事館訪問があらかじめ特定されており、それ以外の部分について、目的に適う訪問先及び視察内容の提案を求めるものとなっている。

本件視察団派遣の目的や視察先の決定の経緯について、議長からは、「まず、交流協定を締結しているパルマ市を訪問し、友好交流を深めるとともに、欧州における観光政策及び環境政策について視察を行うことが計画された。環境政策の視察先としては、パルマ市があるイタリアの近隣国であり、再生可能エネルギーの先進国であるドイツを選定し、観光政策の視察先としては、世界遺産を含め数多くの観光地が存在し、観光立国としての先進国であるスイスを選定したものである。それらの目的を達成するにふさわしい視察先を、旅行業者や関係機関、事務局等と連携を図りながら選定した。」とする説明があった。

公募手続との関係では、議長からは、「派遣に係る委託業務の受託者の公募をする段階で、視察・訪問先については一部を除き具体的に決定していなかったが、欧州における観光振興及び環境政策等の現状や取り組み状況を視察するとともに、パルマ市との交流促進を図ると

いう派遣の目的は決定していた。公募公告に、当該目的を記載していなかったのは、それ以外にも、幅広く県政施策に寄与する内容についても募集するためであった。受託業者が決定後、視察団の議員が、示された行程案をもとに、目的に適合した内容であるかについて、受託業者、関係機関等と協議、調整し、決定したものである。」とする旨の説明があった。

こうした状況に鑑みると、視察の目的や、視察先について、委託業者任せにしていたということはできず、視察先が追加されなかつたのは協議、調整の結果にすぎないといえることから、請求人の主張は失当である。

また、パルマ市訪問に係る日程設定について、請求人は、訪問日はパルマ市長選挙最終盤の混乱期であり、相手側の都合を完全に無視して6議員の都合のみで設定された旨を主張するが、議長からは、「効率的な日程を計画する中で、イタリアは三か国の中最後に訪問することとし、ミラノからドイツのフランクフルトに移動し帰路につく前日にパルマ市を訪問するコースがベストであるという結論に至った。国際課からパルマ市に対して日程調整を行ったところ、訪問団を受け入れることは問題がないが、市長への表敬訪問については予定を調整中であるとのことであった。仮に市長との面会ができなくても、副市長等と面会し、意見交換等を行うことは可能であると考えたが、訪問当日は、市長の意向もあり面会を果たすことができた。」とする旨の説明があった。したがって、一方的に日程設定を行ったとはいえない、請求人の主張は当たらない。

(5) 視察内容の妥当性

請求人は、本件視察について、視察先やその実態が「派遣目的に照らして明らかに不合理である場合」であったというべきである旨を主張する。

監査委員は、事実関係を確認し、視察内容の妥当性について協議を行ったが、全体として、「視察内容が派遣目的に合致しないとする意見」と、「視察内容が派遣目的に合致しないとまではいえないとする意見」があり、本件請求についても、最終的に意見の一致をみることができなかつた。

参考として、それぞれの意見の概要を記載する。

<視察内容が派遣目的に合致しないとする意見>

議員の海外派遣は、公費で賄われる以上、その内容が派遣目的に実質的に沿うものでなければならず、ただ漫然と視察さえすれば、その目的が達成されるということにはならない。

本件視察団派遣について、報告書の内容や議長の説明、議会改革検討委員会における派遣議員の説明、事実証明書から総合的に見ると、その視察内容は、観光振興に資する目的で視察したとするものについては、各施設等の状況を実際に見聞し肌で感じることにより、有益な示唆を受けることもあり得ることを考慮したとしても、その態様から、その多くは一般的な観光の域を出ないものであったことは払拭できない。また、環境政策に資することを目的とした視察についても、その内容はごく表面的な調査に留まり、県の何らかの施策の検討につながるような有益な情報をもたらしたというまでのものを見出すことは難しい。友好交流を目的としたものについても、儀礼的な色彩が強く、わざわざ訪問するまでの必要性があつたかどうかは大いに疑問である。マスコミからのインタビューで、視察の意義等について的確な回答ができなかつたのは、視察の目的や調査内容について認識が十分ではなかつた表れであったと思慮される。

また、帰国後、県民等からの批判を受け、お詫びや、派遣された議員が所属する会派とし

て今後の海外視察の原則自肅の方針を表明したことは、本件視察に反省すべき点があったことを示唆するものともいえる。

したがって、本件視察内容は、全体として、県民の負託に応えているとはいせず、派遣目的に合致しないものであったといわざるを得ない。

＜視察内容が派遣目的に合致しないとまではいえないとする意見＞

本件視察の中には、前述のような問題点が見受けられる面もあるものの、帰国後の議会における派遣議員の視察内容を踏まえた質問や提言等の状況も踏まると、それなりに知識を高め、あるいは見聞を広めたことが窺われないわけではなく、そのことが県政に資する可能性も否定し難い。また、視察の成果を直ちに県政に反映させなければならないというものではなく、今後の議員活動の中において反映されることも期待されるところであり、全く有用性がなかったとまで言い切ることはできない。

したがって、本件視察内容は、派遣目的に合致しないものであったとまではいえない。

(6) 視察報告書の妥当性

請求人は、視察報告書について、観光ガイドや多数の他人情報の無断引用で作られていると主張するが、報告書の内容の如何と派遣自体の必要性とは別個の問題であって、報告書において文章等の無断引用が見受けられたり、記載内容が十分でないとしても、そのことのみをもって、直ちに視察の必要性がなかったとはいえない。

(7) 結論

以上により、本件視察団派遣は、地方自治法に規定する議員派遣の趣旨に照らし、派遣目的に合理的理由があり、視察計画も妥当であったと認められるが、視察内容の妥当性の判断については、監査委員の意見の一致をみることができなかつたため、本件視察団に係る派遣決定について、その裁量権の行使に逸脱又は濫用があったか否かの判断について合議が調わず、本件視察団派遣に係る公金の支出の適否については、監査結果の決定をなし得ない。

第6 議会に対する要望

県議会では、議会改革検討委員会において、海外派遣のあり方について改善策が協議され、平成29年12月8日付けで「議員の海外派遣取扱要領」が制定されたところであるので、今後、海外派遣の成果をより高めるため、同要領の厳正な運用を図られるよう要望する。